

2019年4月

## なだびときっさ設置要綱

なだびときっさ委員会

(要綱の制定)

第1条 この要綱は、なだびときっさについて円滑、効果的な運営を確保し、もってその目的を実現するために制定する。

(名称)

第2条 開設、運営する自主製品等の販売店舗の名称はなだびときっさ（以下「事業」という）と称する。

(目的)

第3条 事業は、会員である事業所が扱う製品を展示、販売する店舗を開設し運営することによって、障がいのある方の自立、社会体験、啓発活動の機会とすることを目的とする。

(開設・運営主体)

第4条 事業の運営主体は、なだびときっさ委員会（以下「本会」という）とし、本会構成団体、個人が中心となり運営する。

2 本会の組織、役員は別途定める。

(事業に要する費用)

第5条 事業の運営に要する費用は、協賛金、助成金、寄付金、その他及び本会が実施した事業の収益金をもってこれに当てる。

(事故責任)

第6条 製品に起因する事故責任は、参加事業所が負うものとし、参加事業所は原則として、PL保険（生産物賠償責任保険）に加入することを条件とする。

2 食料品を製造する事業所は保健所への届け出を義務付ける。

(要綱の変更)

第7条 要綱は、必要に応じて変更を行うものとする。

2 要綱の変更は、本会において行う。

(要綱の施行)

第8条 本要綱は2019年5月29日から施行するものとする。

附則 2024年10月15日一部改正